

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 9 月 1 日

株式会社かんなん丸

2022 年 9 月 1 日

## 合併に係る事後開示書面

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目 18 番 5 号  
株式会社かんなん丸  
代表取締役社長 佐藤 榮治

当社は、2022 年 7 月 12 日付で株式会社しんしん丸との間で締結した合併契約に基づき、2022 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社しんしん丸を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行いました。

本合併に関して、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）  
2022 年 9 月 1 日
  
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 2 号)
  - (1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第 784 条の 2)  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第 785 条)  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第 787 条)  
該当事項はありません。
  - (4) 債権者異議手続について(会社法第 789 条)  
吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 7 月 29 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号)
  - (1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第 796 条の 2)

当社において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第 797 条)

当社において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (3) 債権者異議手続について(会社法第 799 条)

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 7 月 29 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記(吸収合併による変更の登記)をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2022 年 9 月 12 日(予定)
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

(別紙)

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2022 年 7 月 29 日

株式会社しんしん丸

2022年7月29日

## 合併に係る事前開示書面

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目18番5号  
株式会社しんしん丸  
代表取締役社長 佐藤 榮治

当社は、2022年7月12日付で株式会社かんなん丸との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社かんなん丸を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項)

2022年7月12日付で当社と株式会社かんなん丸との間で締結した合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

#### 2 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号及び第2号)

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子関係にあることから、本吸収合併に際し、株式その他の金銭等の交付は行いません。

#### 3 新株予約権の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

#### 4 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号)

##### (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第182条第6項第1号イ)

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

##### (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等(会社法施行規則第182条第6項第1号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ)

該当事項はありません。

- (4) 当社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号)

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)

本件吸収合併以後も吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、また、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されておりません。したがって、吸収合併存続会社の債務については、本件吸収合併以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上



# (別紙1)

## 合併契約書

株式会社かんなん丸（以下「甲」という。）と株式会社しんしん丸（以下「乙」という。）は、以下の通り合併契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

- 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。
- 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および本店は、次の通りである。
  - 吸収合併存続会社  
商号 株式会社かんなん丸  
本店 埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目18番5号
  - 吸収合併消滅会社  
商号 株式会社しんしん丸  
本店 埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目18番5号

### 第2条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

### 第3条（増加すべき資本金および準備金等）

本合併は、無対価合併により、甲の資本金等は増加しない。

### 第4条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和4年9月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（会社財産の引継ぎ）

- 乙は、令和3年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債および権利義務その他の法律関係を本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 乙は、前項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産および負債の変動について、計算書を作成して甲に報告する。

### 第6条（従業員の処遇）

甲は、第4条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲および乙が協議して決定する。

### 第7条（合併承認）

甲および乙は、本合併について、甲が簡易合併、乙が略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

### 第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その重要な財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲および乙が協議の上、これを行う。

### 第9条（条件の変更、解除）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、甲または乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、または隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲および乙の協議の上、本契約の条件を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく、本契約を解除することができる。

### 第10条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

### 第11条（誠実協議）

本契約の定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲および乙は、誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を一通作成し、甲乙は記名捺印のうえ、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

令和4年7月12日

(甲) 本店 埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目18番5号  
商号 株式会社かんなん丸  
代表者 代表取締役 佐藤榮治 印

(乙) 本店 埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目18番5号  
商号 株式会社しんしん丸  
代表者 代表取締役 佐藤榮治 印